

梅ちゃん先生の 法律相談

第26回

知っておくべき 相続の基礎知識②

梅本寛人 (弁護士)

1 前回のおさらい

先月号から相続をテーマにした「梅ちゃん先生の法律相談」が始まりました。

先月号では「相続人の範囲」について説明をしましたが、ポイントは、①配偶者がいる場合は必ず相続人となる、②「血族」は、子、親、兄弟姉妹の順位で相続人となる(子がいれば、親や兄弟姉妹は相続人とならず、子も親もいなければ兄弟姉妹が相続人となる)、③相続人の確定のためには、被相続人の出生から死亡までに作成されたすべての戸籍謄本を取得する必要がある(兄弟姉妹の場合は、被相続人の両親の戸籍もすべて取得する必要がある)、です。

それでは、今月は、どの財産が相続の対象となるのか、「遺産の範囲」について、説明したいと思います。

2 遺産の範囲—どの財産が相続の対象となるのか

(1)「遺産」とは何か?

亡くなった方(被相続人)が死亡した時点(これを「相続開始時」といいます)に有していた財産上の権利・義務のことを、法律上「相続財産」または「遺産」といいます。「遺産」というと現金・預金等のプラスの財産のことをイメージすると思いますが、法律上は「財産上の権利・義務」が「遺産」であり、借入金などの「マイナスの財産」も「遺産」となります。

被相続人が亡くなると、被相続人が

有していた一切の権利・義務が、相続財産(遺産)として、相続人に承継されることとなります(民法896条本文)。

ただし、上記には例外があり、被相続人の一身に専属する権利・義務は相続の対象となりません(同条但書)。一身専属権の例としては、生活保護の受給権や公営住宅の居住権などが挙げられます。これらは、被相続人の死亡によって相続人に承継されることはありません。

(2) 遺産は、いったん、相続人たちの共有となる

相続人が1人しかいない場合は、その相続人が被相続人の遺産をすべて承継することとなります。

他方、相続人が複数いる場合は、遺産は、いったん、相続人間の共有となります(民法898条)。「共有」というのは、たとえば、被相続人に、不動産(土地や建物)、預貯金といった遺産がある場合、相続人は、それぞれの遺産について、相続分に対応した持分で所有しているという状態です。

(3) 遺産分割とは?

もっとも、このまま共有の状態ですと、不動産にしる預貯金にしる、その他の遺産もすべて、複数の相続人が共同でもっているという状態が続きますから、具体的に、相続人の誰が、どの遺産を、承継するのかを決める必要があります。このように、いったん生じた遺産の共有という状態を解消し、

個々の遺産を特定の相続人に割り振る手続のことを「遺産分割」といい、そのための相続人同士の話し合いのことを「遺産分割協議」といいます。被相続人が住んでいた家と預貯金の一部は長男に、残りの預貯金を半々ずつ次男と長女に分ける、といった具合です。そして、皆様もご承知のとおり、遺産を巡る紛争の典型が遺産分割協議において遺産の分け方が合意できないというケースです。

遺産分割の詳細については、次回以降に説明する予定ですので、今回は立ち入りません。また、遺産分割のやり方その他については、予め、被相続人が生前に取り決めをしておくことができますが、それがまさしく遺言です。被相続人が遺言を書いておけば、後に相続人たちが紛争に陥ることを防止できる可能性が高まるのですが、この遺言についても、次回以降に説明する予定です。

なお、さきほど説明しました「遺産」の対象となる財産は何か?という問題と、上記の「遺産分割」の対象となる財産は何か?という問題は、似ているようで微妙に異なります。本コラムでは、まず「遺産」の対象となる財産は何か?という点を説明していきます。

(4) 遺産かどうか判断に困る財産

話を戻しますが、遺産とは、被相続人が亡くなった時点における財産上の権利・義務のことでした。そして、被相続人の一身に専属するものを除き、

すべての遺産は、相続人に承継されます。

たとえば、先ほど述べた、被相続人所有の**不動産や現金・預金**は、遺産の典型例です。その他、被相続人がもっていた**株式等の有価証券、貴金属や家財道具といった動産類**なども遺産となります。

さて、上記のような典型例と異なり、遺産かどうか判断に迷う遺産があります。

①生命保険金

生命保険をかけている方も多と思いますが、被相続人が**自己を被保険者として生命保険をかけ**、保険金の受取人をたとえば**奥様**とし、奥様より先に亡くなった場合、支給される保険金は「遺産」となるのでしょうか？

この場合、奥様(相続人)が、その**固有の権利**として、被相続人死亡後に初めて保険会社に対する保険金請求権を取得するのであり、被相続人が保有していた権利ではありませんから、支給される保険金は「遺産」ではありません。つまり、奥様が**保険金全額を取得する**のであり、相続人間で**遺産分割をする必要はありません**。

もっとも、受け取った保険金の金額が著しく高額で、保険金を受け取っていないほかの相続人との間の**不公平が大きい**場合、「特別受益」として遺産分割の中で考慮され相続される財産に影響を与えることがあります(最高裁平成16年10月29日判決)。「特別受益」って何?という点は、次回以降に詳しく説明しますが、ざっくりいうと、保険金を受け取った相続人と受け取らない相続人との間で貰う遺産の額の乖離が大きいというような場合は、遺産の計算上、保険金を遺産に含める余地があるということです。

なお、以上は相続について規定する民法でのお話ですが、**相続税の計算においては、生命保険金の取扱いが異なる**点に注意が必要です。

すなわち、生命保険金については、相続税法により、保険金のうち**被相続人が負担した保険料に対応する部分**(前記のケースで、亡くなった夫が全額

保険料を支払っていた場合は保険金全額)は、相続財産とみなされ、相続税の**課税対象となります**。なお、相続人が取得した保険金(前記のケースで奥様が貰った生命保険金)については、「500万円×法定相続人の数」で計算される非課税枠があります。実際に、相続税が課されるのは、受け取った保険金のうちこの非課税枠を超えた部分となります。

②死亡退職金

会社等に勤務していた方が亡くなった場合に、退職金が支払われる場合があり、これを死亡退職金と呼んでいます(会社によっては、「死亡手当金」とか「功労金」といった名称の場合もあります)。

死亡退職金は、被相続人が死亡した時点までの間の労働の対価、すなわち賃金の後払い的な性質をもっており、その意味では実際に労働を行っていた被相続人の財産といえ、遺産となると考えられそうです。しかし、他方で、死亡退職金は、突然一家の支柱を失った**遺族に対する生活保障**の意味もっており、その点では遺族固有の権利ともいえます(この点で前記の生命保険金と似ています)。

実務上は、上記のうち、遺族に対する生活保障の面を重視し、死亡退職金は遺産には該当しないとして処理されるケースが多いです。もっとも、死亡退職金について規定している会社の規程を検討し、遺族の生活保障よりも、賃金の後払い的性格が強いものと判断できるのであれば、遺産として扱われることもあります。

なお、死亡退職金についても、相続税法上は「**退職手当金等**」とされ、被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したものは、**遺産とみなされて相続税の課税対象となります**。もっとも、前記の生命保険金の場合と同様、**非課税枠**があり、計算方法も生命保険金の場合と同様です(500万円×法定相続人の数)。

③祭祀のための財産

前記のとおり、被相続人が死亡した

時点において有していた財産上の権利・義務は原則として遺産となるのですが、その中で特別な取扱いがなされるのが、**祭具(仏壇、位牌など)や墳墓(墓石、墓碑など)などのご先祖様の祭祀のための財産**です。

この祭祀のための財産については、**慣習に従って、祖先の祭祀を主宰すべき者(祭祀主宰者)が承継すること**になります。ただし、被相続人の指定に従って祭祀主宰者があるときは、その者が承継します(民法897条1項)。

通常の遺産であれば、相続人が承継し、相続人が複数いる場合は、共同相続人の各相続分に応じて分配されることとなりますが、祭祀のための財産については、共同相続人に分配されるのではなく、慣習に従って、祭祀主宰者に承継されるのです。そして、この慣習が明らかでないときは、祭祀を承継する者は、家庭裁判所が定めることとなっています(民法897条2項)。

3 次回に続きます。

遺産の範囲それから遺産分割の対象となる財産の範囲については、まだまだ説明すべき論点がありますが、次回に続きます。